

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

京 極 中山間地域総合整備(農業用排水、ほ場整備、暗きよ) 北海道空知支庁
空知東部南第2 広域営農団地農道整備 同

北海道告示第959号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年12月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌西3線211の9・211の38(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字更別532の1・533(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字ベツチャロ3の1・3の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第960号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成16年12月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 夕張市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置

目次

告 示

○土地改良法による道営換地計画の決定.....(農地調整課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(土地改良指導課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課)	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	1
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課)	2
○都市計画の変更の決定.....(都市計画課)	2

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し(3件).....	2
--	---

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	3
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正(2件).....	3

告 示

北海道告示第957号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、深川市納内西地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年12月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第958号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年12月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名事業の種類縦覧場所

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから
人権を考えて
みませんか

いて縦覧に供する。)

北海道告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 文珠砂川線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
砂川市晴見2条北9丁目87番2地先から 砂川市晴見1条北9丁目85番7地先まで		前	18.18mから 23.00mまで	114.00m	—
		後	18.18mから 23.00mまで	114.00m	—
		後	20.50mから 54.00mまで	140.00m	—

北海道告示第962号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 枝幸都市計画道路
- 2 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・5・1号 網走稚内線	枝幸町岬町	枝幸町下幌別	枝幸町北幸町
幹線街路	3・4・2号 臨港通	枝幸町幸町	枝幸町幸町	枝幸町幸町
幹線街路	3・5・3号 高砂通	枝幸町栄町	枝幸町幸町	枝幸町栄町
幹線街路	3・4・6号 常盤通	枝幸町新栄町	枝幸町北幸町	枝幸町栄町
幹線街路	3・3・7号 オホーツク通	枝幸町岬町	枝幸町南浜町	枝幸町幸町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第49号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年12月3日

北海道上川支庁長 青木 次郎

- 1 住 所 旭川市3条通5丁目右2号
- 2 商号又は名称 殖瑛物産有限会社
- 3 氏 名 川村 英輔
- 4 登録番号 北海道知事(3)上第00363号
- 5 登録取消年月日 平成16年11月25日

北海道上川支庁告示第50号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年12月3日

北海道上川支庁長 青木 次郎

- 1 住 所 旭川市高砂台1丁目2番29号
- 2 商号又は名称 いぐち商事
- 3 氏 名 井口 義則
- 4 登録番号 北海道知事(3)上第00364号
- 5 登録取消年月日 平成16年11月25日

北海道上川支庁告示第51号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年12月3日

北海道上川支庁長 青木 次郎

- 1 住 所 旭川市3条通5丁目715番地
- 2 商号又は名称 有限会社伊藤商事
- 3 氏 名 伊藤 良樹
- 4 登録番号 北海道知事(1)上第00418号
- 5 登録取消年月日 平成16年11月25日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第167号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成16年12月3日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道警察本部映像機械室システム装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成16年11月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本電子計算機株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 落札金額
712,425円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年9月28日付北海道警察本部告示第138号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第168号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年12月3日から施行する。
平成16年12月3日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表札幌方面北警察署の項中

新 光			同 北区新琴似1条12丁目6番43号	同 北区新川2条7丁目から13丁目まで、新川3条及び新川4条の7丁目から20丁目まで、新川5条14丁目から20丁目まで（17丁目から19丁目まで欠）、新川6条15丁目から20丁目まで（17丁目から19丁目まで欠）、新川7条16丁目、新川西1条1丁目から7丁目まで（5丁目欠）、新川西2条及び新川西3条の1丁目から7丁目まで、新川西4条3丁目及び4丁目、新川西5条4丁目、新川並びに新琴似1条から新琴似3条までの7丁目から13丁目まで
-----	--	--	--------------------	--

を

新 光			同 北区新琴似1条12丁目6番43号	同 北区新川2条7丁目から13丁目まで、新川3条及び新川4条の7丁目から20丁目まで、新川5条14丁目から20丁目まで（17丁目から19丁目まで欠）、新川6条14丁目から20丁目まで（17丁目から19丁目まで欠）、新川7条16丁目、新川西1条1丁目から7丁目まで（5丁目欠）、新川西2条及び新川西3条の1丁目から7丁目まで、新川西4条3丁目及び4丁目、新川西5条4丁目、新川並びに新琴似1条から新琴似3条までの7丁目から13丁目まで
-----	--	--	--------------------	--

に、

「 八 幡 同 八幡4 丁目1番地 」	を	「 八 幡 同 八幡2 丁目332番地 12 」	に改め、同表旭川方面富良野警察署の項中
------------------------	---	--------------------------------	---------------------

野警察署の項中

「	駅前		富良野市日の出町2番10号	富良野市富良野市街地、西扇山、北扇山、南扇山、南大沼、北大沼、学田一区から三区まで、清水山、島の下、富問、上五区、中五区、下五区、上御料、中御料、下御料、北御料、八幡丘、布部、東鳥沼および西鳥沼
		麓郷	同 麓郷市街地	同 麓郷市街地、東麓郷、西麓郷、南麓郷、北麓郷、ベベルイ、東布礼別、西布礼別、南布礼別、北布礼別、東富丘および西富丘
		山部	同 山部市街地	同 山部市街地および字山部

を

「	駅前		富良野市日の出町2番10号	富良野市朝日町、本町、若松町、日の出町、幸町、末広町、栄町、若葉町、緑町、扇町、南町、春日町、東町、弥生町、桂木町、新富町、西町、花園町、錦町、新光町、住吉町、瑞穂町、東麻町、西麻町、南麻町、北麻町、北の峰町、北斗町、字東学田二区、字西学田二区、字学田三区、字清水山、字島ノ下、字富問、字下御料、字中御料、字上御料、字下五区、字中五区、字上五区、字布部市街地、字布部石綿、字布部1、字西扇山、字南扇山、字北扇山、字北大沼、字南大沼、字東鳥沼、字東鳥沼新生、字西鳥沼及び字八幡丘
		麓郷	同 字麓郷市街地の5	同 字麓郷市街地、字東麓郷、字西麓郷、字南麓郷、字北麓郷、字ベベルイ、字東布礼別、字西布礼別、字南布礼別、字北布礼別、字中布礼別、字布礼別市街地、字富丘更生、字東富丘及び字西富丘

	山部	同 字山部1889番	同 字山部
--	----	------------	-------

に改める。

北海道警察本部告示第169号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年12月6日から施行する。

平成16年12月3日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表函館方面木古内警察署の項中

「	署所在地		上磯郡木古内町字本町550番3	上磯郡木古内町字前浜、本町、大平、新道、建川、中野、大川、鶴岡および瓜谷
---	------	--	-----------------	--------------------------------------

を

「	署所在地		上磯郡木古内町字本町550番3	上磯郡木古内町字前浜、字本町、字大平、字木古内、字新道、字建川、字中野、字大川、字鶴岡及び字瓜谷
---	------	--	-----------------	--

に、

「	知内	同 知内町字元町250番5号	同 知内町字第一元町、字中の川、字森越、字重内、字湯の里及び上雷
	涌元	同 字涌元152番地1	同 字涌元、字元町の一部（第二、第三元町）及び字小谷石

を

「	知内	同 知内町字元町250番5号	同 知内町字元町（通称前浜、はまなす及び涌元谷地を除く。）、字中ノ川、字森越、字重内、字湯ノ里及び字上雷
---	----	----------------	--

に改め、同表函館方

涌元	同 字涌元152番地1	同 字涌元、字元町（通称前浜、はまなす及び涌元谷地に限る。）及び字小谷石
----	----------------	---

面北檜山警察署の項中

若松	同 字若松232番1	同 字若松、二俣、小川、富里、栄、太櫓、共和及び新成
瀬棚	同 瀬棚町字本町730番地1	同 瀬棚町字本町、三本杉、元浦、北島歌、西大里、東大里、共和及び南川
大成	久遠郡大成町字都239の1番地	久遠郡大成町字本陣、花歌、久遠、上浦、都、富磯及び太田
宮野	同字宮野97番地の1	同 字宮野、平浜、長磯及び貝取澗

若松	同 字若松232番地の1	同 字若松、字二俣、字小川、字富里、字栄、字太櫓、字共和及び字新成
瀬棚	同 瀬棚町字本町730番地の1	同 瀬棚町字本町、字三本杉、字島歌、字元浦、字北島歌、字西大里、字東大里、字共和及び字南川
大成	久遠郡大成町字都239番地の1	久遠郡大成町字本陣、字花歌、字久遠、字上浦、字都、字富磯及び字太田
宮野	同 字宮野97番地の1	同 字宮野、字平浜、字長磯及び字貝取澗

面北見警察署の項中

端野	常呂郡端野町字端野19番地	常呂郡端野町字端野、字2区、字3区、字川向及び字忠志
----	---------------	----------------------------

緋牛内	同 字緋牛内40番2	同 字協和 字1区、字緋牛内及び
-----	---------------	------------------------

端野	常呂郡端野町字二区476番4	常呂郡端野町字一区から三区まで、字川向、字協和、字端野、字忠志、字豊実、字緋牛内及び字北登
----	----------------	---

を

に改め、同表北見方

を

に改める。

正誤

平成16年3月5日（第1549号）

北海道告示第240号（道路の供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
30	右	11
誤	余市郡余市町山田町570番1地先まで	
正	余市郡余市町登町318番5地先まで	

